答申第193号(諮問第250号事案)

答申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において、新たに特定した文書を追加した上で、次の部分については、開示すべきである。

生徒個人調査表の項目名

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和2年4月9日付けで、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定により、宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、下記に掲げる行政文書について、開示の請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
 - ①東日本大震災時における県立学校の犠牲者についての各学校からの報告書(県立学校の管理に関する規則第11条にある報告書)
 - ②および、上記についての県教委としての調査報告書類
- 2 実施機関は、令和2年4月20日付けで、条例第6条第1項の規定により、行政文書不存在決定(以下「原処分」という。)を行い、本件開示請求に係る行政文書が存在しない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。
 - ①東日本大震災時における県立学校の犠牲者(84名)についての各学校からの報告書(県立学校の管理に関する規則第11条にある報告書)について高校教育課及び特別支援教育課において、各県立学校からの報告書の提出はありません。
 - ②および、上記についての県教委としての調査報告書について 県教委としての調査報告書は作成しておりません。
- 3 審査請求人は、令和2年7月14日付けで、原処分を不服として、行政不服審 査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求 を行った。
- 4 実施機関は、令和2年10月9日付けで、本件開示請求に対応する行政文書を

- 一部特定し、開示の可否を判断することとしたとして、原処分を取り消し、その 旨審査請求人に通知するとともに、令和2年7月14日付けの審査請求について は、却下した。
- 5 実施機関は、本件開示請求のうち1の①に対応する行政文書(以下「本件行政 文書」という。)として、次のものを特定した。
 - (1) 東北地方太平洋沖地震における各県立学校からの報告に関する文書
 - (2) 東北地方太平洋沖地震に伴う生徒の安否確認についての報告書

その上で、実施機関は、令和2年12月17日付けで、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、氏名等、個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。

6 審査請求人は、令和3年3月17日付けで、本件処分を不服として、行政不服 審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請 求を行った。

第3 本件開示請求に対応する追加の行政文書の特定について

- 1 実施機関は、第2の5の文書を特定して部分開示決定をしたが、文書の特定が 不足していたとして、令和5年3月24日開催の審査会において、本件開示請求 に対応する追加の行政文書(以下「本件追加行政文書」という。)を提出した。
- 2 当審査会から、実施機関に対して、新たに本件追加行政文書を特定した経緯について説明を求めたところ、「貴審査会から令和5年2月の審議で御質問を頂き、状況を整理する過程において、体制を改め、令和5年2月から3月にかけて1箇所当たり複数名で簿冊毎に執務室内、書庫及びNASの詳細検索を行っていたところ、課内の置き型スチール書庫内に他の文書綴の上に横向きに置かれているフラットファイルを発見したもの。なお、今回の件を受け、再度関係課室内、書庫及びNASの検索を実施したほか、改めて全ての県立学校に本件開示請求に該当する行政文書の有無を照会し、新たな行政文書は発見されなかった。」との説明書が提出された。
- 3 当審査会から、審査請求人に対し、令和5年6月2日付けで、本件追加行政文

書の写し及び説明書の写しを送付するとともに、意見書の提出について通知した。 なお、審査請求人に対して送付した本件追加行政文書の写しは、本件処分と同様 の考え方により、実施機関において氏名等の個人に関する情報が記載された箇所 を黒く塗り潰したものである。

第4 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、対象行政文書特定の当否と本件処分で非開示(情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年宮城県条例第73号)の施行により、令和5年4月1日以降は「不開示」という文言を用いているが、本件処分時点の条例では「非開示」という文言を用いていたため、以後本答申においては、「非開示」と記載する。)とされた部分について、開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね次の(1)から(4)のとおりである。

- (1) 宮城県教育委員会の県立学校の管理に関する規則(以下「管理規則」という。)第11条は、「校長は、~死亡事故~が発生したとき~は、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない」と規定しているが、部分開示された文書には、管理規則第11条にある「その状況」は全く記載されていなかった。つまり、開示された文書は、管理規則第11条に規定されている「事故報告書」にはなりえていない。よって、東日本大震災で犠牲になった生徒が存在する学校に対して、その状況を記載した文書が各学校に存在するかを県教育委員会として再度確認し、開示することを求める。
- (2) 開示された文書を見ると、該当する生徒の居住地・住所について、黒塗りで市町村名も「非開示」となっている。しかし、小中学校から提出されている同様の文書は、市町村名までは明らかになっている。県立学校はなぜ市町村を非開示とするのか、その理由を明らかにするとともに、高校生の犠牲者についての教訓を得るため市町村名は開示すべきである。また、なぜ、性別が明らかにされないのか、理解できない。体力差の問題などが考察できない。
- (3) 県議会の文教警察委員会(平成25年1月21日)で高校生の「学校管理下」での犠牲者について「石巻好文館高校生1名」と当時の課長が報告している。日本スポーツ振興センターの震災弔慰金は「平成23年度3名」となっている。石巻好文館高校の生徒1名以外の2名については不明のままである。開示された文書にもその2名についての記載はない。他の2名についても明らかにすることを求める。

- (4) 犠牲者の出た県立高等学校は32校で、死者(71名)と行方不明者(8 名)を合わせて79名。ところが、開示された3つの文書
 - A「東北地方太平洋沖地震に伴う安否確認について(報告)」→22校分
 - B「学校状況確認票」→68校分
 - C「聞き取りメモ」当時のメモ→43校分

には、死亡等の「状況」説明がなく、備考欄に「保護者からの連絡」等の簡単な記載しかなかった。さらに犠牲者が出たにもかかわらず、その事実を記載した文書が全く見当たらなかった高校が6校存在していた。管理規則に基づき、この6校について調査し開示することを求める。

また、当審査会の審議過程において、実施機関の文書の特定に不足があったことについて、第3の3のとおり審査請求人に意見を求めたところ、おおむね次の(5)を内容とする意見書が提出された。

(5) 新たな資料は部分開示の文書で、氏名、性別、居住地は、非開示となっている。以前、部分開示された文書は、「学年」も「備考」欄の関係者も非開示 (黒塗り)となっている。また、当時警察が発表した死亡者名簿には、市町村名、氏名、年齢が記載され、当時の新聞や書籍にも明らかにされている。 死亡した方の個人情報は、個人情報保護法の対象に該当するのか?私が求めている宮城県内で3.11東日本大震災による死亡した高校生の情報は、どこまで開示されるべきか、この間の県教委の開示・非開示には、一貫性がない。また、警察発表の情報公開よりも非開示が多くなっている。以上、情報開示の一貫性を求め、非開示となっている部分の開示を求める。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件審査請求に係る行政文書について
 - (1)「東日本大震災における県立学校の犠牲者(84名)についての各学校からの事故報告書」について

震災当時、校長が各学校の被災状況等について報告をするための通信手段に ついては、ないか又は限られていた。

平成23年3月12日及び平成23年3月13日に高校教育課職員はチームを複数編成するなどして、各学校を訪問する等全ての県立学校の状況確認を行った。

平成23年3月13日以降については、移動手段の確保が困難であることから、各学校は連絡可能な手段(固定電話、FAX、宮城県電子県庁共通基盤シ

ステム、個人の携帯電話等)を用いながら、定時報告することとした。その際の報告内容としては、児童生徒及び教職員の安否確認状況や寄宿舎での保護状況、避難所となっていた学校においては、避難者の滞在状況等であった。

高校教育課では、定時報告の各学校における安否確認状況について、数字として一覧表を作成して集約を行った。定時報告により、安否確認情報として死亡の報告があった教職員及び児童生徒については、氏名、居住地、学校、学部、学年等の情報を確認の上、一覧表上にまとめ、総務課に報告していた。

以上のとおり、管理規則第11条に規定された校長からの事故等の報告については、死亡の事実及びその確認の経緯について電話等による報告で代えていたため、文書としては部分開示した文書が全てである。

なお、東日本大震災時における管理規則第11条に規定されている事故報告書については、部分開示決定する際に、各学校に照会を行い、部分開示を行っている。今回の審査請求を受けて再度確認を行ったが、新たな文書を発見することはできなかった。

(2) 生徒の居住地・住所について、市町村名を非開示とした理由

条例第8条第1項第2号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人 が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはでき ないが、公開することにより、なお、個人の権利利益が害されるおそれがある と判断したものである。

小中学校から提出されている同様の文書は、市町村教育委員会が作成しており、同市町村立小中学校に通学していることが明らかであることから、市町村名は、非開示情報に当たらないが、県立学校の生徒は、所在地の市町村から通学しているとは限らないことから、非開示情報と判断されるもの。

(3) 日本スポーツ振興センターの震災弔慰金が支給された生徒に関する文書について

日本スポーツ振興センターの震災弔慰金を支給している県立学校の生徒は1名のみであり、既に平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で部分開示しており、他の2名については、県以外が学校設置者であることから、開示することができない。

- (4) 犠牲者が出たにもかかわらず、その事実を記載した文書が全く見つからなかった高校(6校)に対する再調査について
 - (1) と同様。

なお、その後、新たに本件追加行政文書を特定したことに対する実施機関の 説明は、第3の2に記載のとおりである。

第6 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の5のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

なお、実施機関は、第2の5の文書を特定して本件処分を行ったが、その後、第3の1のとおり、文書の特定が不足していたとして、当審査会に対し、本件追加行政文書を提出した。また、当審査会から、実施機関に対して、本件追加行政文書を特定した経緯について説明を求めたところ、第3の2に記載のとおりであった。これらは、本件開示請求の内容に照らし、対応する行政文書として特定されるべきものであると認められる。

また、当審査会でこれらの文書を見分したところ、既に特定し、部分開示した 文書と同様の性質の文書であり、実施機関から既に開示した文書と同様に一部に ついて開示をしないとの説明がなされていることから、本件行政文書及び本件追 加行政文書に係る非開示の妥当性について検討を行う。

3 本件処分の妥当性について

(1) 対象行政文書特定の当否について

審査請求人は第4の2(1)及び(4)に記載のとおり主張しているが、 実施機関の弁明書の記載によれば、震災当時、校長が各学校の被災状況等に ついて報告をするための通信手段がなかったこと又は限られていたことから、 管理規則第11条に規定された校長からの報告については、死亡の事実及び その確認の経緯について電話等による報告で代えていたため、文書としては 部分開示した文書が全てであるとのことであった。なお、実施機関が弁明書 においてこのように説明した後に、本件追加行政文書が新たに特定されてい るが、当審査会で本件追加行政文書を見分したところ、既に開示した文書と同様の情報が記載されている文書であった。非常事態であった東日本大震災 当時の状況を鑑みると、実施機関の説明は不自然、不合理とは言えない。

また、審査請求人は、第4の2(3)に記載のとおり主張しているが、実施機関は、日本スポーツ振興センターの震災弔慰金を支給している県立学校の生徒は1名のみであり、他の2名については、県以外が学校設置者であることから、それに係る文書を保有していない旨説明しており、その実施機関の説明は、首肯し得るものと認められる。

(2)条例第8条第1項第2号の該当性について

イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

- (イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予 定されている情報
- (ロ) 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役 員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する 情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1 項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員、地方公務 員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並 びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場 合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、 当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容 に係る部分
- ロ 条例第8条第1項第2号の該当性について
 - (イ)本件行政文書及び本件追加行政文書(以下「本件行政文書等」という。)は、東北地方太平洋沖地震における各県立学校からの報告に関する文書及び生徒の安否確認に関する文書である。

本件行政文書等には、被災生徒又は教員の所属する学校名、氏名、

性別、生年月日、学年、在籍クラス、住所等の情報が記録されている。 そのうち、学校名及び学年については本件処分で開示されている。非 開示とした情報は、個人に関する情報であって、当該情報から直接的 に特定の個人が識別されるもの又は他の情報と組み合わせることによ り間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このことか ら、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別 され、若しくは識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号本 文に該当する。

また、審査請求人は、住所のうちの市町村名について、小中学校から提出されている同様の文書は、市町村名までは明らかになっているのであるから、県立学校においても開示すべき旨主張しているが、実施機関の説明によると、小中学校から提出されている同様の文書に記載されている市町村名は、その児童又は生徒が同市町村に居住し、同市町村立小中学校へ通学していることが明らかであることから、開示したとのことであった。しかし、県立学校の生徒は、所在地の市町村から通学しているとは限らないことから、市町村名が明らかであるとは言えない。また、学校名及び学年については、既に開示されていることから、これらの開示されている情報等と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。また、性別についても、同様の理由から、間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。よって、条例第8条第1項第2号本文に該当すると認められる。

さらに、審査請求人は、当時警察が発表した死亡者名簿には、市町村名、氏名、年齢が記載され、当時の新聞や書籍にも明らかにされている旨主張している。しかし、当該情報が一時的に公知の状態に置かれたとしても、時間の経過により、次第に公衆が知り得る状態におかれているとは言えなくなると考えられることから、そのことをもって当該情報の全てが将来にわたり一般に公にされている情報であるとして、慣行により公開され、又は公開が予定されている情報に該当するとまでは言えないと認められる。よって、条例第8条第1項第2号ただし書きイには該当しない。

加えて、審査請求人は、死亡した者の個人情報が個人情報保護法の対象に該当するのか疑義を呈しているが、開示請求の対象となる行政文書を開示するかどうかの判断は、条例第8条第1項各号に定める非開示事由に該当するか否かによって行われるものであり、条例第8条第1項第2号に規定する「個人に関する情報」は、生存する個人に関

する情報に限定されるものではない。よって、死者情報についても、 同号に規定する「個人に関する情報」に含まれると解される。

したがって、条例第8条第1項第2号本文に該当するとして非開示 とした実施機関の判断は妥当である。

- (ロ) これに対し、本件行政文書等のうち、生徒個人調査表の項目名については、条例第8条第1項第2号には該当せず、開示すべきである。
- (3)審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり、当審査会は、新たに特定した文書を追加した上で、生徒個人調査表のうち項目名については、開示すべきであると判断した。

第7 付言

第3の2のとおり、本件処分において実施機関の文書特定に不備が認められ、 実施機関の説明によれば、課内の置き型スチール書庫内に他の文書綴の上に横向 きに置かれており見落としていたとのことであった。このことから、本件におい ては、実施機関の行政文書の管理に不適切な点があったと言わざるを得ない。今 後、実施機関においては、適切な文書管理がなされるよう要請する。

第8 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3. 6.15	○ 諮問を受けた。(諮問第250号)
令和 5. 1.25 (第434回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 2.22 (第435回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 3.24 (第436回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 4.25 (第437回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 5.23 (第438回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 6.29 (第439回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 7.25 (第440回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 8.24 (第441回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿 (五十音順)

(令和5年9月26日現在)

氏	名	区分	備考
飯島	淳 子	東北大学大学院法学研究科教授	
板	明果	東北学院大学経済学部経済学科准 教授	会長職務代理者
三瓶	淳	弁護士	
高橋	由佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
千 葉	達朗	弁護士	会長